

様式 1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	松原カリーノ保育園		
運営法人名称	社会福祉法人ユタカ福祉会		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	園長：中井 香		
定員（利用人数）	120 名		
事業所所在地	〒 580-0024 大阪府松原市東新町2-210		
電話番号	072 - 334 - 6080		
F A X 番号	072 - 334 - 3088		
ホームページアドレス	https://yutakafukushikai.or.jp/sisetsu/matsubara_carino_hoiku/		
電子メールアドレス	carino-matubara@wish.ocn.ne.jp		
事業開始年月日	平成 23 年 4 月 1 日		
職員・従業員数※	正規	18 名	非正規 23 名
専門職員※	保育士 35名 看護師 2名 栄養士 1名		
施設・設備の概要※	[居室]		
	[設備等] 保育室（1～5歳児）、乳児室（0歳児）、一時保育室、調乳室、沐浴室、遊戯室、調理室、医務室、多目的室、職員休憩室、女子更衣室、男子更衣室、応接室		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1 回
前回の受審時期	平成 28 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【コタカ福祉会基本理念】

社会福祉法人コタカ福祉会は、高齢者や子どもたち、障がい者などの社会的弱者及び地域住民のすべてが住みなれた地域で安心して暮らせる社会の実現を図るため、一人でも多くの方々により心のこもった福祉サービスを提供し、ノーマライゼーション社会の実現を念願しております。

【松原カリーノ保育園 保育理念】

子どもたちがゆったりと安心して過ごせる環境を整え、みんな生き生きと輝き、常に笑顔や笑い声があふれる保育を目指す。

【松原カリーノ保育園 保育方針】

カ・・・体も心も元気な子を育む

少人数制の保育を活かし、実体験を通して一人ひとりの心身の成長を受け止め、生きる力を育む。

リ・・・良心を大切にし、考えて行動のできる子を育む

保育園での生活を通して「良いこと」「悪いこと」が分かり、相手の気持ちや自分の気持ちに気付き、自主・自立・協調性を養い、考えて行動のできる力を育む。

ノ・・・ノーマライゼーションの心を忘れずに、優しく強い心を持つ子を育む

生き物や物を大切にする気持ちや、異年齢児交流・世代間交流・地域交流を通して、いたわり・思いやりの気持ちを大切に、「肌」「髪」「言葉」の習慣の異なる人たちとの関わり方が分かり、積極的に行動し、少子高齢化・国際化社会など社会の流れに合わせた次世代に生きる子どもたちに必要な力を育む。

【施設・事業所の特徴的な取組】

①生きる力を育む保育

様々な取り組みを行っており、子どもたちの五感をつかった実体験を通して生きる力を育む取り組みを大切にしています。芋掘りや大根引き、夏の遠足では川遊びや箸作り、BBQなど自然の中での体験保育を取り入れています。また、カレー・ちゃんこ鍋・おやつ作りや餅つき、菜園活動やぬか漬けなど、食材に触れ生長を観察したり、調理したりする食育も盛んに行っています。他にも子どもの日の集い・七夕・節分・獅子舞・クリスマス会などの伝統的な季節行事も由来を大切にしながら子どもたちに伝えていきます。子どもたちの心身の成長を保護者に見てもらおう運動会、生活発表会はテーマに沿って取り組んでいます。特に運動会は毎年職員皆で繰り返し話し合い、一つのテーマを考えて全クラスのストーリーが繋がりのあるものを発表し、新しい事に挑戦しています。令和3年度では『想い～地球を元気にしよう～』というテーマで、普段の生活の中から子どもたちとSDGsについて考え、それを運動遊び、表現遊びで披露しました。次の時代を担う子どもたちにとっても、それを見た保護者にとっても、改めて人権や環境について考えるきっかけになったことと思います。また、行事だけではなく日常の活動・保育の中でも子どもたちが考え、自ら追求し、発展させていける環境が大切だと考えています。そのためはじめから答えを示す事はせず、失敗したときになぜ上手くいかなかったのかを気付かせてあげられるような関わりをしています。こうした関わりや取り組みの中で、知・徳・体のバランスがとれた生きる力を育て、次の学年や小学校に繋げていきます。

②様々な世代と地域との交流

少子化や核家族化に伴う世帯構造の変化などにより、子どもと地域社会とのつながりが希薄化するとともに、コミュニケーション能力の低下、引きこもり等が社会問題となっています。そこで登園では人とのつながりの大切さを体で感じ取ってもらえるように、乳幼児期から様々な世代との交流を積極的に行っています。具体的な交流内容としては、小学校交流（職場体験・ふれあい遊び・秋祭り・体験学習）、中学校交流（職場体験・ボランティア・運動会・三中フェスタ）、高齢者（誕生日会・ひな祭り・ふれあい遊び・和太鼓演奏・餅つき）、他園交流（いちご狩り・田植え・稲刈り・芋ほり・どろんこ運動会）、姉妹園交流（遠足・お泊り保育・クッキング保育）、その他交流（一時保育・園庭開放・民生委員による手品・地域清掃）等を行っています。小学校交流では交流を繰り返す中、年々保小連携が深まり、互いに園と小学校を行き来するまでになってきており、子どもたちは小学校へのあこがれや、近い将来へのイメージを持てるようになり、就学への不安が軽減され、自信を持って小学校へ就学する姿も多く見られます。様々な世代の人と関わる中で「思いやり」「助け合い」「感謝」「尊敬」の心を育てています。

③保護者支援に関わる保育参加

保育参加は見るだけではなく、日頃は見られないクッキングや製作、リズム遊びや音楽指導など実際に保育の中に入り、保育士と一緒に集団生活に必要な配慮や援助を体験して多くの子どもと関わることで、集団の中での我が子の姿を知り、家庭では見られない成長を感じ取ってもらう大切な時間です。「実はしっかりしていた」「〇〇もできている」と感動したり、逆に援助や配慮の必要性に気付いたり、保育の楽しさ・大変さにも共感してもらい、保育活動への共通理解を深めることもねらいとしています。春秋期に期間を設けて多種多様な勤務形態の中で仕事をされている保護者でも参加しやすいようにしています。期間中に参加できなくても希望があれば随時参加できるようにしています。（園としては基本的にオープンなので、いつ来ていただいても大丈夫です。）参加人数も1クラスにつき1日3名程度にしており、少人数にすることで保育士と話をする時間が取れ、個人懇談で相談や子育てのアドバイスができ、悩みや不安の軽減にも繋がっています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	一般社団法人ば・まる
大阪府認証番号	270052
評価実施期間	令和3年10月26日～令和4年3月31日
評価決定年月日	令和4年3月31日
評価調査者（役割）	26（運営管理委員） 1901C032（運営管理・専門職委員） 2101C020（運営管理・専門職委員） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

子どもたちが、生き生きと楽しく過ごせる園の運営が心がけられています。個々の子どもと向き合い、出来る喜び、達成感を大切にし、子どもの主体性・自主性の育成に配慮した支援の提供が行われています。子どもの課題や、発達発育の進め方は、職員皆で話し合い、多職種による意見も踏まえた上で、適切な支援となるよう、子ども自身のことを第一に考えた保育の提供が行われています。特に、支援の現場では、各歳児にあわせた狙いと目標を明確にしながらも、一律の保育ではなく、子どもの個性、特性を尊重して向き合う保育の実践が行われています。子ども本位、保護者本位の取組が充実しているだけに、それらを裏付け、また客観的に誰もが支援の向上に活用できる記録が拡充されると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。コロナ禍の制限下において様々な制約が生じ、従前行われていた、園機能の解放や、学校との交流等、地域との密な関係性継続が困難な状況がありますが、制限解除に伴って、出来る事から、地域交流、地域貢献の再開を計画されており、地域と密接に繋がった今後の運営が期待されます。

◆特に評価の高い点

【子どもの自主性を大切にした保育】
子ども一人一人の発達発育状況を踏まえ、急かさない保育の提供に努められています。新しい取組への移行時には、保護者と連携し、家庭と足並みが揃った保育の提供が出来るよう心がけられています。

【子どもの主体性を育む保育】
子どもが自ら主体的に体を動かせるよう、遊具や備品の配置、つかいやすさ、スペースの確保を心がけられています。様々な活動の中で、子どもが自由に触れた試せる機会を創出し、自発的な動きが出来るよう配慮されています。

◆改善を求められる点

【記録の整備拡充】
保護者の思いが叶えられる保育を目指し、様々な実践が行われていますが、聴取している保護者の意見や、職員間で共有検討されている課題等の記録が整備に至っていませんでした。支援計画に対する記録の整備とあわせて、記録提携の整備、記録すべき内容の拡充が望まれます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審するのは今回で2回目となりました。前回は書面だけの評価だったため、新たな課題や改善点等を見つけにくく、自園で課題を探しながら改善できるよう、また強みをより活かせるよう力を注いできました。今回の受審で前進が確認された部分もありましたが、新たに取り組まなければいけないことを確認することができました。何をしているか、何が出来ているかは当然ですが、「こういったやり方があります」と一つひとつの項目ごとに丁寧なアドバイスをいただいたことで、更に思いを高めていこうという意欲を刺激されました。新たな課題に対し、職員一丸となって改善を重ね、より良い保育を提供できるよう努力してまいります。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	<p>理念・基本方針は、ホームページ、見学パンフレット、入園児の案内等にて明示されています。保護者等には、クラス会等において、理念・基本方針の実現のための内容や過程、目的等をかみくだいてわかりやすく具体例を示しながら説明し、理念・基本方針の理解促進に取り組まれています。職員に対しても、理念・基本方針に基づいた保育の提供が、子どもの笑顔につながる事を意識し、それぞれが理念・基本方針に沿った支援の提供となるという考えを共有周知されています。職員会議でも、理念・基本方針に基づく保育の提供についての、話し合いや共有が継続して努められています。</p>	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	<p>法人の定期的な会議において、社会福祉事業全体の動向について情報共有が図られています。松原市社会福祉施設地域貢献委員会・南大阪ブロック民間保育園連盟加盟、松原市民間園長会議に参加し、園を取り巻く地域の社会福祉事業の動向把握に努められています。</p>	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	<p>経営状況は、定期的に法人全体の会議で共有され、課題の抽出や改善へと繋がられています。園の課題については、地域事情や地域の福祉動向も踏まえ、園の定員配置等、運営計画や事業計画に反映されています。</p>	

		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	<p>法人の中長期計画に基づいた、園独自の中期計画が策定されています。地域の福祉事情を踏まえた園運営となるよう、定員配置等も含め、経営課題や地域ニーズを具体的に反映できる中期計画策定に努められています。</p>	

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	全体的な計画に事業計画の内容が示されています。中長期計画に基づいた、全体的な計画とも紐付く事業計画の整理、体系化された拡充が望まれます。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	職員会議での意見を踏まえ事業計画が策定されています。定期的に仕組みとして確立した事業計画の評価見直しが望まれます。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	事業計画はホームページで公開されています。保護者等へのわかりやすく伝える工夫と理解の促進に関する取組拡充が望まれます	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	年3回、職員の自己評価が実施され、職員自らが、理念基本方針に沿った保育の実践が出来ているかを振り返る機会となっています。職員間で抽出された課題は、クラスや全体で話し合わせ、改善に向けた取組に繋がられています。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	表出された課題については、職員間で共有し、会議や研修で改善に繋がるよう努められています。評価結果に基づく課題の共有、改善に繋げる仕組みへの職員参画、仕組みとしての確立が望まれます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	事業計画書の中に、園長の考えや方針等が網羅されています。職務分担表、緊急非常事態における園の対応表で、役割分担が明示されています。正副代理等の規程拡充が望まれます。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	社会福祉法人の規定に基づく、取引規程等が遵守されています。職員に対するコンプライアンスの周知拡充が望まれます。	

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	年3回行われる職員の自己評価を基に、園の課題や研修優先順位等を検討し、職員会議や園内研修で保育の質の向上に繋がるよう努められています。	
II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	人事労務の分析は、法人全体として行われ、法人の会議で定期的に共有されています。施設内での職員ぐるみの業務改善、実効性の向上に関する仕組みの確立が望まれます。	

	評価結果
--	-------------

II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	中長期計画の中に福祉人材に関する考え方や人材計画があります。就職フェア等に向けた園独自のパンフレットが用意されており、園の魅力や考えをわかりやすく伝えられるよう、画像やイラスト、仕掛け等を活用した内容になっています。近隣の保育士養成施設への訪問案内を行い、実習生や就職希望者の確保に努められています。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	法人全体の規程によって、管理されています。昇級規程や昇格規程、キャリアパス要項が定められています。職員が理解しやすく、自らの将来像を描くことが出来るような、仕組みの整理拡充が望まれます。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
(コメント)	ワークライフバランスに配慮した、勤務時間帯や休暇の確保に努められています。職員個々に対するストレスチェックや面談の仕組み拡充が望まれます。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	年3回行われる職員の自己評価において、職員自身の振り返りと目標設定が行われています。必用に応じた面談がわれ、適切に目標達成に導けるよう努められています。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	人材育成についての方針や取組に関して中長期計画に明示があります。年間研修計画に沿った研修派遣が行われています。研修結果、自己評価結果を踏まえた研修の評価とそれらを踏まえた計画への反映が望まれます。	

II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	全職員が研修に参加できるよう配慮されています。現場では、見て学ぶ伝えて学ぶのOJT展開に努められています。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	実習生受入マニュアル、保育実習プログラム、注意事項等オリエンテーション資料が整備されています。実習にあわせて職員会議で、実習予定者に対するカリキュラムや留意点等の共有が行われています。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	ホームページに、理念・基本方針、保育の内容等が公表されています。法人全体で、社会福祉法人として求められる財務情報の公表が行われています。相談苦情内容については、可能な範囲でホームページ上でも公表されています。意見や相談を含めた対応事例の公表拡充が望まれます。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	社会福祉法人である運営法人の経理規程に基づく取扱が行われています。法人に対して公認会計士が外部監査を行われています。指導指摘事項は法人内で共有されています。施設に対して、法人の内部監査が実施されています。外部監査を踏まえた施設毎の課題抽出や改善策の支持拡充が望まれます。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	コロナ禍の制限下において様々な制約がある中、従前行っていた地域との取組が困難な状況になっています。従前は、近隣福祉施設との交流や園庭開放等、園児と地域の方々が交流できる機会が確保されていました。また、地域の学校行事への参加等、地域との関わりを大切にされた取組が積極的に行われていました。屋外スペースの活用等で、制限下においても、可能な交流継続に努められました。制限解除に伴い、できることからの関わり拡充に期待します。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	ボランティア受入マニュアルが整備されています。マニュアルに基づく、受入時のオリエンテーションも実施されており、園や法人の考え方を踏まえた上での実習が行われています。また、学校関係のインターンシップも積極的に受け入れており、学校教育への協力にも努められています。	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	松原市社会福祉施設地域貢献委員会に参加されており、地域の関係機関と協働する体制が整備されています。関係機関リストが作成されており、必用に応じた保護者への情報提供等が行えるように整備されています。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	園庭開放等、地域の未就園児への支援が行われています。制限下においても限られた場ではありますが、相談等にも積極的な対応が心がけられていました。コロナ禍の制限下において様々な制約があった中、積極的な展開が困難な状況でしたが、制限解除に伴い、施設の専門性を活かした相談事業の拡充等、地域への機能還元拡充に期待します。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	定期的な地域交流の機会を設け、参加者へのアンケート等から、地域ニーズの把握に努められています。また、地域貢献委員会への参画で、園直接以外でのニーズ把握も行われています。コロナ禍の制限解除に伴い、把握されたニーズに基づいた活動拡充が期待されます。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	人権に関する研修機会を設け、継続的な職員への周知意識付けが行われています。ノーマライゼーションを大切に、性差や障がい、国籍や人種等にとらわれない、個々の子どもが自分らしく輝ける保育、子どもを主体とした保育を心がけられています。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	子どもの権利擁護としてのプライバシー保護に配慮した保育の提供に努められています。排泄・着替え等、羞恥心に対する配慮に取り組まれています。保護者に対する啓発周知の拡充が望まれます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	園見学は、保護者の都合に合わせて随時受け入れられており、ホームページやパンフレットを活用し丁寧な説明が心がけられています。保育フェア等では、映像も活用し、園の考えや取組がよりわかりやすく伝わるように努められています。園見学のアンケートも採用されており、説明理解度の確認や説明内容への配慮に繋がられています。	

Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	保育開始時には、ホームページやパンフレットも活用し、わかりやすく伝えるように配慮されています。クラス会や掲示等でも理解が促進されるよう努められています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	必用に応じた引継書類等の対応が行われています。手順や様式等の整備拡充が望まれます。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	個人面談は、随時受け付けており、毎月の園便りでも案内されています。保育参観や、クラス会の際に、意見聴取が出来るよう努められています。利用者満足上上を目的とした定期的な仕組みの拡充が望まれます。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	フローチャートを活用した、苦情解決の仕組みが明示されています。苦情受付表により処理する仕組みがあります。苦情内容は第三者委員が解決に関与しない場合でも、第三者委員に報告されています。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	相談内容は面談表に記載され、共有検討されています。日々のコミュニケーションの中でも、気軽に相談できるよう配慮されています。苦情・意見・相談を一元的に受付処理する仕組みの拡充が望まれます。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	保護者・地域対応マニュアルが整備されており、電話対応や処理の流れ等について手順が定められています。手順に沿って、迅速な対応となるよう努められています。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	各種事故予防策と、事故災害等発生時の対応も含めた、保育安全マニュアルが整備されています。安全チェックや業者による遊具点検等が定期的実施されています。世間の事故事例等は、自園ではどうかというケーススタディーを持つことにより、シミュレーションや課題の発掘に努められています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	各種感染症発生時の対応マニュアルが設置されています。発生時の対応職務分担当が定められています。看護師の指導による対策が行われています。	

Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	毎年度、緊急非常事態時の対応表が作成されており、職員個々の役割等が明示されています。避難応報の評価見直しは毎年実施されています。食料・消耗品等の備蓄品が用意されています。災害発生時の地域との役割分担や連携体制の拡充が望まれます。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	園の保育マニュアルが作成されており、対応に差異が生じないように努められています。実施状況の検証や周知徹底に関するルールの明確化拡充が望まれます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	支援の現場で課題が発生した場合等、速やかな内容の検討、見直しに取り組まれています。定期的な仕組みとしての拡充が望まれます。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント)	必要に応じた、多職種による計画の検討が行われています。関係する社会資源との連携が必要な場合は、適切な社会資源を活用し、計画に反映出来るよう努められています。定期的な仕組みとしての確立が望まれます。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	クラス単位での指導計画に対する振り返りや自己評価が行われています。個別支援計画に対する評価見直しの明瞭化、仕組みとしての確立拡充が望まれます。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント)	子ども一人一人の育ちに関する記録が作成されています。課題等はクラスあるいは園全体の職員会議等で共有出来るよう努められています。計画に対する記録の整備拡充が望まれます。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	個人情報の取扱いについては、紛失漏洩等が発生しないよう、適切に管理できるよう努められています。令和4年4月1日施行の改正個人情報保護法に準拠した、規程や書面等の拡充が望まれます。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	前年度の反省を踏まえ、園と法人の保育理念に沿った、全体的な計画の作成に努められています。期中での定期的な評価拡充が望まれます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	保育の場として、また生活の場としてもふさわしくなるよう、清潔感に配慮し、状況に応じた展開でくつろぐことも出来るよう配慮されています。パーティションの活用で部屋スペースを変更するなど、その時々にはふさわしい環境作りに努められています。温湿度管理は、温度設置と共に、室温計、湿度計を活用し、適切に行われています。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	否定的な言葉がけは使わず、子どもの成長にあった言葉遣いに努め、子どもの表情や態度から、気持ちを受け止め向き合う保育の提供に努められています。複数担任制によって、クラスの状況を見極めながら、余裕を持って関わられるよう心がけられています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	子ども一人一人の発達発育状況を踏まえ、急かさない保育の提供に努められています。新しい取組への移行時には、保護者と連携し、家庭と足並みが揃った保育の提供が出来るよう心がけられています。また、子どもの欲求やリズムを壊さないよう、成功体験や達成感を得られる生活習慣の習得に配慮されています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	子どもが自ら主体的に体を動かせるよう、遊具や備品の配置、つかいやすさ、スペースの確保を心がけられています。様々な活動の中で、子どもが自由に触れた試せる機会を創出し、自発的な動きが出来るよう配慮されています。地域や自然との直接的で多彩なふれあいを大切にし、触れあう機会の確保に努められています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	月齢差を踏まえ、個々のこどもの発達発育にあわせた生活リズム、食事、保育の提供に努められています。子どもとの愛着の形成を意識し、ゆったりとした落ち着いた環境作りに留意されています。月齢にあわせた遊びや過ごし方の提供に配慮されています。表情や表出された動作などから、子どもの要求を把握し応えられるように心がけられています。	

A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子どもの自主性を阻害することがないように、見守りと介入のメリハリを心がけられています。他の子どもとのかかわりや接し方に配慮し、社会性、協調性の育成に繋がるよう努められています。食事の自立の為に、見守ることを大切に、せかしたり強要することなく、子どものペースにあわせた保育の提供によって、自分で食べられる、楽しく食べられる環境作りに取り組みられています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子どもの意見を取り入れた目標達成カードを作成し、目的意識や達成感の育成に努められています。また、小学校への就学を見据えた、生活習慣や社会性・協調性の育成、外国人講師による英語遊びや菜園活動等、多彩なものから学びを得て、就学に向けた見通しの確保へと繋がられています。保育自体も画一的なものにならないよう、年齢やクラスの状態に応じた遊びや行事を取り入れられています。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	個別の計画を踏まえ、他の子どもとともに様々な活動に取り組む事で、成長していけるよう配慮されています。家庭との連絡・連携を密にし、不安や相談にも乗り対応できるよう心がけられています。子どもの状態に応じた備品や配置の配慮が行われています。必要に応じて、市の関係職による支援を取り入れ、関連する社会資源、行政、関係機関との連携で、子どもと保護者等に向き合った支援の提供に努められています。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	長時間保育を踏まえ、個々の子どもにあわせた生活リズムの調整に配慮し、午睡や休憩を調整されています。長時間経過後の疲れや飽きに配慮し、マットやテレビなど一人一人が落ち着いて過ごせるように努められています。記録と口頭の伝達を併用し、引継の保育士が正確に保護者等へ必要な事を伝えられるよう心がけられています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	定期的に小学校との交流が行われ、給食体験や授業体験等、就学に向け子どもが期待を持てるような機会を持たれています。保護者にはクラス会等で、就学に向けた情報提供や準備等の内容を共有し、家庭でも必要な生活習慣等を意識して身につけられるよう努められています。保育要録のみに留まらず、必用に応じて面談での小学校への引き継ぎも行われています。	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	入園時の面談で、看護師が健康状態や予防接種実施状況等について確認しています。予防接種状況は、都度、保護者等に健康の記録に記載して頂く事で把握されています。子どもの体調やケガの状況について、保護者等と密に情報共有を行う事で、個々の子どもの健康状態把握、健康管理に繋がられるよう配慮されています。ほけんだよりや掲示物によって、健康管理にかかる保護者等への情報提供が行われています。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	健診の結果は速やかに保護者へ伝達されています。健診の内容によって表出した全体的な課題や傾向を踏まえ、歯磨き指導や衛生指導を行うことによって、子どもたち自身も、健康に対する興味や関心が持てるよう心がけられています。	

A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
(コメント)	アレルギー対応ガイドラインに沿って、個々の子どもにあわせた対応に努められています。年2回アレルギー指示書の提出を受け、毎月のアレルギー会議で情報共有が行われています。可能な範囲で他の子どもたちとの相違が生じないように努められています。保護者に向けたアレルギー疾患・慢性疾患に対する、啓発と理解を図るための取組拡充が望まれます。	
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	子どもが食に対して興味を持つことで、楽しめるよう、菜園活動やクッキング保育が導入されています。食に対する興味を高め、楽しんで食べられるよう、絵本や遊びを通じて食に対する理解促進に繋がるような保育が行われています。食育だよりやアンケートによって、保護者との共通認識、意思疎通に繋がるよう努められています。正しく食べる事が出来るように、個々の子どもの発達発育状況に合わせた、食器やスプーン、フォーク等の使い分けに目的意識を持ち取り組まれています。	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	完食することでの達成感や喜びを大切にされています。子どもの体調や疾病傷害を踏まえた個別配慮も取り入れ、代替食や使う食器類等の変更等によって、子どもが安心して食べられるよう努められています。行事食、季節職が取り入れられ、食に対して学ぶ機会、季節や行事への理解促進にも繋がられています。子どもの発達発育状況に合わせた形態の食事提供が行われています。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
(コメント)	連絡帳や登園降園時の会話等で、保護者が言いたいこと、気になっていることを引き出せるように努められています。子どもが園で出来たことや話してくれたことを伝える事によって、共感や共に考える機会に繋がられています。個別支援計画の達成進捗状況把握や、次の計画への判断材料となる客観的な記録の拡充が望まれます。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	保護者から、話しやすい、相談しやすい雰囲気作りに留意されています。相談と判断された事例は記録が作成されています。	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	受入時のチェック確認、着替え時等の視診触診を意識し、前日と変わったところや違和感があるところがないかに留意されています。疑いや違和感のある部位があった場合は、記録されています。疑い事例が発生した場合は、行政等関連機関への報告や情報提供を行い、連携した対応に努められています。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	クラス単位では、週案については、評価が行われ、次回に反映されるよう努められています。職員は年3回の自己評価と、指導案の反省を行い、改善に繋がれるよう配慮されています。職員個々の自己評価を踏まえた園全体の自己評価に繋げる取組拡充が望まれます。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	体罰等に関しては明確に禁止されています。子どもと1対1の場面を作らないよう、職員同士の位置取りや動きに配慮されています。また、不適切な対応に繋がる可能性がある動きや発言は、職員相互間で留意し、交代したり場を変える等、不適切事案へ繋がらないよう努められています。	

利用者(子ども)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	
調査対象者数	人
調査方法	

利用者への聞き取り等の結果（概要）

新型コロナウイルス感染症に伴う政府の措置に伴い、利用者直接のヒアリングは実施回避しています。

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	
調査対象者数	人
調査方法	

利用者への聞き取り等の結果（概要）

新型コロナウイルス感染症に伴う、休園、クラス閉鎖、訪問調査日程変更等に伴い、保護者等アンケートの実施に至りませんでした。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等